

事業主の皆さまへ

給与支払報告書の提出がお済みでない事業所はお早めに

給与支払者(法人・個人問わず)は、給与支払額の多少にかかわらず、すべての従業員等(パート、アルバイトや短期雇用者等も含む)の給与支払報告書を作成し、従業員等の1月1日現在(退職の場合は退職日現在)における住所地の市区町村長へ提出することが義務付けられています。

(地方税法第317条の6)

令和4年分の給与支払報告書の提出期限は**1月31日(火)**です。お済みでない場合は、お早めの提出をお願いします。

なお、普通徴収切替理由書兼仕切紙の請求や給与支払報告書の記入にあたり、不明な点などありましたら、担当までお問い合わせください

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126

佐久税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします

確定申告会場では、スマホをお持ちの方はスマホを利用して申告書を作成する「スマホ申告」を基本として運営します。

会場 佐久税務署 別館2階会議室
期間 2月1日(水)～3月15日(水)
 土、日および祝日を除きます。
時間 相談受付：午前8時30分～午後4時
 相談開始：午前9時～



国税庁LINE公式アカウント

確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。
 ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。
 ※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告会場に出向かなくても、e-Taxで申告書を提出できます。

感染防止の観点からも、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

<税務署へのお問い合わせ>

佐久税務署 0267(67)3460

<確定申告などに関するお問い合わせ>

国税庁ホームページ「タックスアンサー」・「チャットボット(ふたば)」をご利用ください。

<e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ>

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570(01)5901

【受付】月曜～金曜(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

町の申告相談会場では、簡易な内容の申告に限り、受け付けます。次のいずれかに該当する方は、町の会場では申告を受け付けることができませんので、佐久税務署での申告や相談をお願いします。

佐久税務署における確定申告会場や期間、e-Taxによる申告等に関することは7ページ「佐久税務署から確定申告のお知らせ」をご確認ください。

町の申告相談会場では受け付けることができない方

- 青色申告の方
- 土地や建物の売却(譲渡)等による収入があった方
- 株式等の売却(譲渡)による収入があった方
- 暗号資産や外国通貨等の譲渡による収入があった方
- 先物取引の雑所得があった方
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける方
- 純損失や雑損失の繰越控除を受ける方
- 消費税や贈与税に関する相談のある方
- 準確定申告(亡くなった方の申告等)をする方

●町民税・県民税の申告は郵送でもできます

町民税・県民税の申告は、町の申告相談会場のほかに郵送で提出することも可能です。申告用紙等をお送りしますので、希望される方は税務課住民税係までお問い合わせください。

確定申告および町民税・県民税申告 簡易フローチャート

次のとおり、フローチャートを作成しました。税申告が必要かどうか判断する参考としてご確認ください。

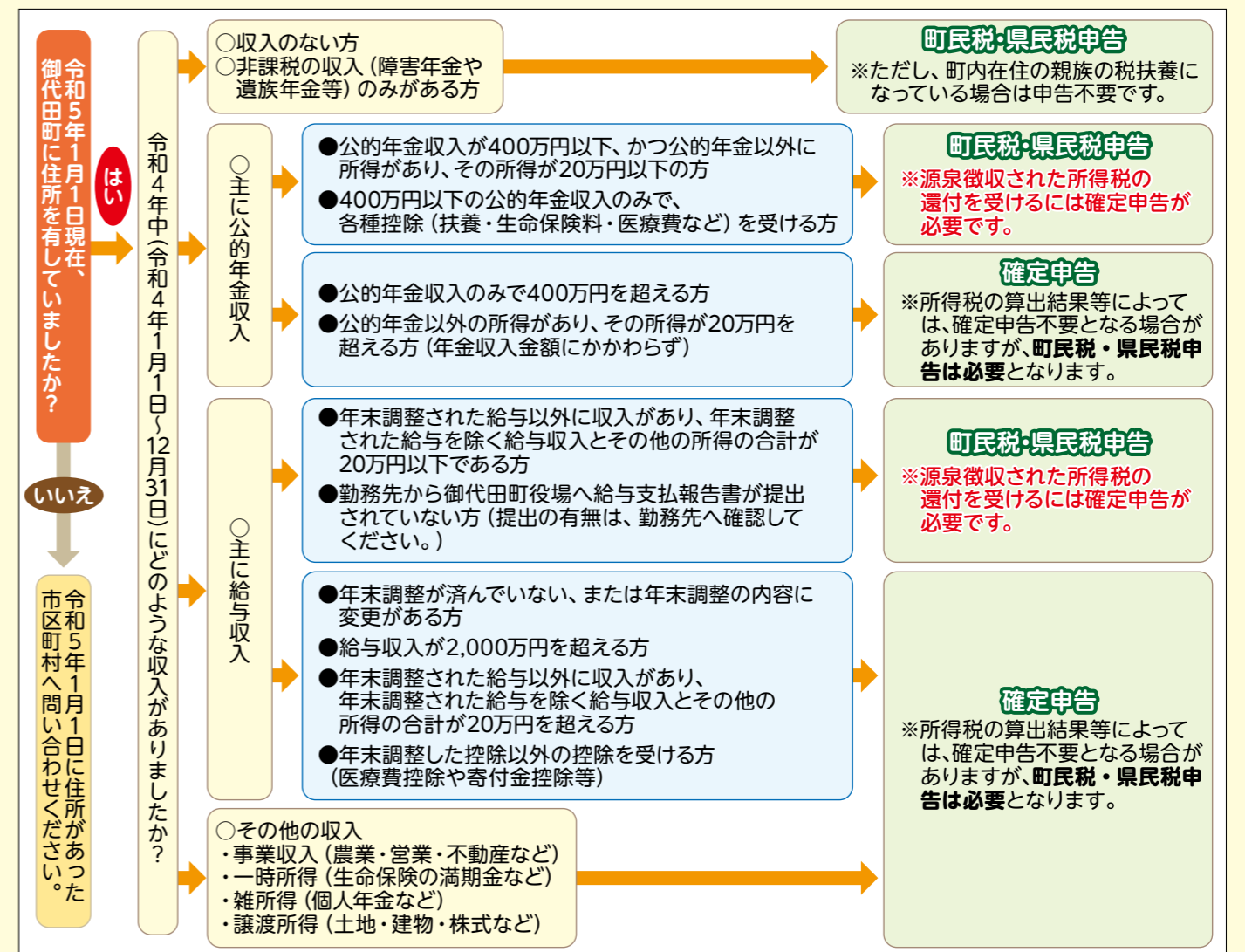
※あくまで一般的なケースであり、収入の種類、状況等によって異なります。国税庁ホームページ「確定申告が必要な方」をあわせてご確認ください。ご自身で確定申告の要否を判断してください。判断がつかない場合は、佐久税務署へお問い合わせください。

なお、確定申告が不要な場合でも、町民税・県民税申告は必要となる場合があります。町民税・県民税申告の要否は、税務課住民税係までお問い合わせください。



確定申告が必要な方

※源泉徴収された所得税の還付を受けようとする場合は、このフローチャートにかかわらず確定申告が必要です。



問い合わせ先 所得税・確定申告書の作成等に関すること…佐久税務署0267(67)3460
 町民税・県民税に関すること…税務課住民税係(32)3126